福岡県公報

令和 2 年 1 月 14 日 第 70 号

目 次

示 (第28号 – 第34号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等

○道路の区域の変更	(道路維持課)1
○道路の供用の開始	(道路維持課)1
○自衛官の募集	(市町村支援課)1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	等 (農山漁村振興課)3

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)4

○開発行為に関する工事の完了

告 示

福岡県告示第28号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

(農山漁村振興課) ……3

(都市計画課) ……4

	土整位 務所		道路種	で 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚 一般 200号				前	飯塚市目尾359番先 飯塚市柳橋1065番名	10.0 ~ 19.0	232.0		
	000 H	前	飯塚市目尾359番先 飯塚市柳橋1065番夘	10.0 ~ 16.0	236.0				
	後	飯塚市目尾359番先 飯塚市柳橋1065番夘	10.0 ~ 19.0	232.0					
				後	後	飯塚市目尾359番先 飯塚市柳橋1065番芽	10.0 ~ 16.0	236.0	

福岡県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 2年1月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整作 事務所名		路線名	供 用 開 始 の 区 間		
飯	菜	200号	飯塚市目尾359番先から 飯塚市柳橋1065番先まで		

福岡県告示第30号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

定期発行日 毎週火金曜日 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7· [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1・

(電話 092-643-3028) (電話 092-262-5726)

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

自衛官候補生

2 募集期間

令和2年1月15日(水)から令和2年2月4日(火)まで

- 3 受験資格
- (1) 自衛官候補生

18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

- (2) 詳細は、採用案内による。
- 4 試験期日

令和2年2月15日(土)~16日(日)

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町 1 - 12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方 5 - 1 - 1 (小倉駐屯地隣接)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 093-963-7728又は093-963-3590)	北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳(築城基地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0930-56-1150) 交換呼出	築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 093-223-0981) 交換呼出	芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0948-22-4847)	飯塚地域事務所
春日市大和町 5 - 12(福岡駐屯地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 092-591-7450)	春日分駐所
福岡市博多区博多駅南 2 - 1 - 5 博多サンシティビル 2 F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所(博多)
福岡市東区和白丘 2 - 2 - 63	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 092 - 607 - 4826)	福岡募集案内所(和白)

福岡市西区姪の浜 5 - 4 - 20 パールマンション 1 F (電話 092 - 891 - 7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町2401(旧 九州農政局 福岡地域センター 久留米支所庁舎) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町 1 - 2 - 9	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0944-52-3810)	大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0942-72-3161) 交換呼出	小郡分駐所
八女市稲富127番地	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0943-24-5192)	八女地域事務所
柳川市三橋町下百町 6 - 7	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0944-72-7794)	柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

試験場	位置	名 称	
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地	
福岡	春日市大和町 5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地	

福岡県告示第31号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された 重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成3年9月9日農林水産省告示第1160号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第32号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された 重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成5年4月13日農林水産省告示第387号

- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並び に関係市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第33号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の の 規定により次のように告示する。

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年2月福岡県告示第264号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第34号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の 規定により次のように告示する。

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された 重要流域をいう。) に係るものを除く。) で定めるところによる。

平成6年4月8日農林水産省告示第679号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並び

に関係市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糟屋郡新宮町大字上府字開キ446番8及び446番18から446番23まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 糟屋郡新宮町大字上府443番地 横大路 凡夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 那珂川市道善二丁目63番、68番及び69番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神二丁目14番8号

総合メディカル株式会社

代表取締役 貞久 雅利

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和2年1月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糟屋郡久山町大字久原字前田2317番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糟屋郡久山町大字久原2541 後藤 祐史